

『東西学術研究所紀要』投稿要領

平成20年7月28日 承認

- 1 適用の範囲
この要領は、関西大学東西学術研究所紀要（以下「紀要」という。）への投稿について適用する。
- 2 掲載の範囲
紀要には、論文、研究ノート、調査報告、資料紹介及びその他の情報を掲載する。
- 3 投稿原稿
 - (1) 投稿原稿（以下「原稿」という。）は、未発表のものに限り、かつ東西学術研究所の研究目的に寄与し得るものとする。
 - (2) 原稿は、和文、英文または中文を原則とし、その他、独文、仏文以外の場合は、可能な限りローマナイズ表記を用いることが望ましい。また、中文は、原則として旧漢字体を用いることが望ましいが、引用文献はこの限りでない。
- 4 投稿者の資格
 - (1) 投稿者は、原則として東西学術研究所研究員（委嘱研究員等を含む）とする。
 - (2) 非常勤研究員は、主幹の承認を得て投稿することができる。
 - (3) 準研究員は、研究指導教員の承認を得て投稿することができる。
 - (4) その他、特に東西学術研究所編集委員会が投稿を認めたもの。
- 5 原稿の提出
 - (1) 原稿の提出締切日は、編集委員会の定めるところとする。
 - (2) 原稿は、必要事項を記入した『東西学術研究所紀要』投稿カードを添えて、編集委員長に提出する。
 - (3) 原稿は、紀要執筆要領にそって作成し、原本1部とデータを提出する。
 - (4) 原稿には、必ず「英文タイトル」と英文要旨（600ワード以内）を添付する。
 - (5) 掲載許可等の著作権処理は投稿者が行い、申請するときは、国立情報学研究所による電子化・公開についての許諾も得ること。
- 6 掲載の手続き
提出された論文については査読が完了し、承認されたものを掲載する。
- 7 校正・印刷の体裁
 - (1) 校正は投稿者が行い、原則として再校までとする。
 - (2) 印刷体裁は編集委員会が決定する。
- 8 電子化による公開
紀要に掲載された論文、資料等は、基本的にすべて、国立情報学研究所による電子化・公開、関西大学学術リポジトリに登録すること並びに東西学術研究所ホームページに電子化・公開することを許諾したものとする。
- 9 その他
その他必要な事項は、編集委員会に諮り定める。

附 則

この要領は、東西学術研究所運営委員会の議を経て平成20年7月28日から施行する。

附 則

この要領（改正）は、東西学術研究所運営委員会の議を経て平成26年4月30日から施行する。

附 則

この要領（改正）は、東西学術研究所運営委員会の議を経て平成27年5月27日から施行する。

附 則

この要領（改正）は、東西学術研究所運営委員会の議を経て平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領（改正）は、東西学術研究所運営委員会の議を経て2017年5月31日から施行する。

以 上